【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年４月12日
【発行者名】	三井住友アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 前田 良治
【本店の所在の場所】	東京都港区愛宕二丁目５番１号
【事務連絡者氏名】	三島 克哉
【電話番号】	03-5405-0228
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	三井住友・ＤＣ日本株式リサーチファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	2,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

三井住友・ＤＣ日本株式リサーチファンド
以下「当ファンド」といいます。

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。
＊ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
当初元本は１口当たり１円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

2,000億円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額に、信託財産留保額（0.15%）を加算した価額（「販売基準価額」といいます。）となります。
ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の販売基準価額となります。
※「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます（基準価額は、便宜上１万口単位で表示される場合があります。）。
基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。
販売基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「日本株式」として掲載されます。
委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号※	インターネット・ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

※お問い合わせは、原則として営業日の午前９時～午後５時までとさせていただきます。

（5）【申込手数料】

無手数料です。
ただし、１口につき取得申込受付日の基準価額に0.15%を乗じて得た信託財産留保額を申込金額からご負担いただきます。

（6）【申込単位】

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社または前記「（４）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

（7）【申込期間】

平成24年４月13日から平成25年４月11日まで
申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社の詳細につきましては、前記「（４）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

（９）【払込期日】

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の販売基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。
各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（10）【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。（販売会社は前記「（４）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。）

（11）【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（12）【その他】

イ 申込証拠金

ありません。

ロ わが国以外の地域における募集

ありません。

ハ クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の６）の適用

ありません。

ニ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

（参考：投資信託振替制度）

・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。
・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます（原則として受益証券を保有することはできません。）。
・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

イ 当ファンドは、日本株式マザーファンド（Ｂ号）（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目標に積極的な運用を行います。

ロ 運用にあたっては、中長期的にＴＯＰＩＸ（東証株価指数）を上回る投資成果を目指して運用を行います。

ハ 委託会社は、受託会社と合意の上、金2,000億円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。

ニ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

（イ）当ファンドが該当する商品分類

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産（収益の源泉）	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

（ロ）当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（株式一般））	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載しています。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は株式であり、ファンドの収益は株式市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「株式」となります。
決算頻度	年１回	目論見書または信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	日本	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

≪商品分類表≫

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産（　　）
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

≪属性区分表≫

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル	
一般	年2回	日本	
大型株	年4回	北米	
中小型株	年6回（隔月）	欧州	ファミリーファンド
債券	年12回（毎月）	アジア	
一般	日々	オセアニア	
公債	その他（　　）	中南米	
社債		アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ
その他債券		中近東（中東）	
クレジット属性（　　）		エマージング	
不動産投信			
その他資産（投資信託証券（株式 一般））			
資産複合（　　）			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※商品分類、属性区分は、社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。
商品分類、属性区分の全体的な定義等は社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

（２）【ファンドの沿革】

平成12年７月18日	信託契約締結、設定、運用開始。 （設定時の委託会社は住友ライフ・インベストメント株式会社）
平成13年９月27日	「SLI日本株式オープン」から「住友ライフ・日本株式年金ファンド」に名称を変更。
平成14年12月１日	三井住友アセットマネジメント株式会社が、合併によりファンドの委託会社としての業務を承継。「住友ライフ・日本株式年金ファンド」から「三井住友・日本株式年金ファンド」に名称を変更。
平成22年10月15日	「三井住友・日本株式年金ファンド」から「三井住友・ＤＣ日本株式リサーチファンド」に名称を変更。

（３）【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

（イ）委託会社 「三井住友アセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

（ロ）受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

（ハ）販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

運営の仕組み

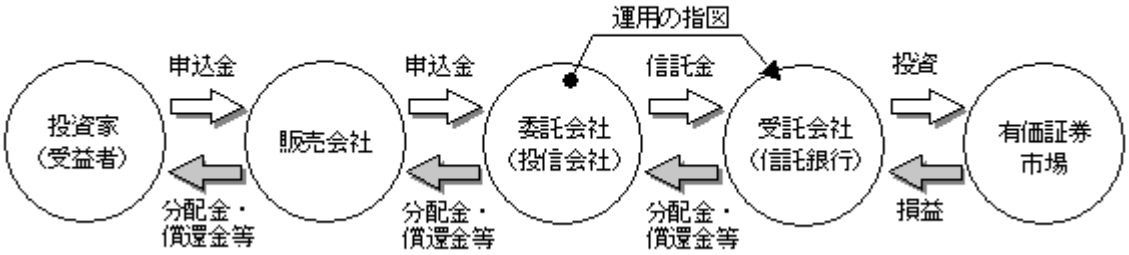

※ 当ファンドの運用は、「ファミリーファンド方式」で行われます。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。

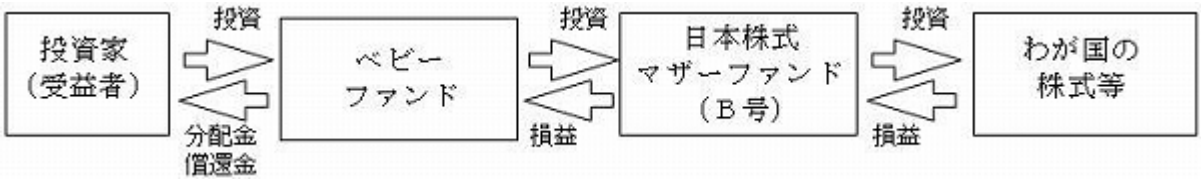

ロ 委託会社の概況

（イ）資本金の額

2,000百万円（平成24年２月29日現在）

（ロ）会社の沿革

昭和60年７月15日 三生投資顧問株式会社設立

昭和62年２月20日 証券投資顧問業の登録

昭和62年６月10日 投資一任契約にかかる業務の認可

平成11年１月１日 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合

平成11年２月５日 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更

平成12年１月27日 証券投資信託委託業の認可取得

平成14年12月１日 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更

（ハ）大株主の状況

（平成24年２月29日現在）

名称	住所	所有株式数	比率（%）
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目４番35号	7,056	40.0
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番２号	4,851	27.5
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目１番２号	4,851	27.5
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町二丁目１番１号	882	5.0

２【投資方針】

（１）【投資方針】

イ 基本方針

マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的にわが国の株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目標に積極的な運用を行います。

ロ 投資態度

（イ）中長期的にＴＯＰＩＸ（東証株価指数）を上回る投資成果を目指して運用を行います。

（ロ）マザーファンド受益証券等への投資を通じて、実質的に次のような運用を行います。

１．株価は一時的・部分的にはファンダメンタルズから乖離することがあり、この価格形成の非効率性が超過収益の源泉であるとの観点に立ち、トップダウン、ボトムアップ両面からのアプローチに基づく徹底したリサーチをベースに、市場にまだ十分織り込まれていない投資材料を的確に捉えて、意図したリスクを取ることにより、市場を上回る収益を追求します。

２．業種配分は、主として中長期的な産業成長力に着目した調査・分析に基づいて決定します。各業種の評価にあたっては、市場の成長性、国際競争力、技術革新等に注目します。

３．個別銘柄の選択は、インハウスのアナリストによるグローバルかつ中長期的な視点での定量・定性双方の面からの徹底したリサーチに基づいて行います。

（ハ）株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

《ファンドの特色》

１．主としてわが国の株式に投資し、中長期的にＴＯＰＩＸ（東証株価指数）を上回る投資成果を目指して運用を行います。

株価は一時的・部分的にはファンダメンタルズから乖離することがあり、この価格形成の非効率性が超過収益の源泉であるとの観点に立ち、トップダウン、ボトムアップ両面からのアプローチに基づく徹底したリサーチをベースに、市場にまだ十分織り込まれていない投資材料を的確に捉えて、意図したリスクを取ることにより、市場を上回る収益を追求します。

２．業種配分は、主として中長期的な産業成長力に着目した調査・分析に基づいて決定します。

各業種の評価にあたっては、市場の成長性、国際競争力、技術革新等に注目します。

３．徹底したリサーチに基づく個別銘柄の選択を行います。

個別銘柄の選択は、委託会社のアナリストによるグローバルかつ中長期的な視点での定量・定性双方の面からの徹底したリサーチに基づいて行います。

４．ファミリーファンド方式で運用を行います。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

イ 投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

（イ）次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

１．有価証券

２．デリバティブ取引にかかる権利

３．金銭債権

４．約束手形

（ロ）特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

１．為替手形

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、かつ本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

１．株券または新株引受権証書

２．国債証券

３．特別の法律により法人の発行する債券

４．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

５．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）

６．外国法人が発行する譲渡性預金証書

７．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第１号の証券または証書を以下「株式」といい、第２号および第３号の証券を以下「公社債」といいます。

ハ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記ロに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

（３）【運用体制】

イ 運用体制

当ファンドの運用は、次のプロセスに基づいて行われます。

（イ）計画（Plan）

国内外のエコノミスト、アナリスト、ファンドマネージャーが、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。

これを元に、担当運用グループは投資政策委員会にて、運用方針を決定し月次運用計画を策定します。

（ロ）実行（Do）

担当運用グループは、月次運用計画に基づき、ファンドのポートフォリオの構築、およびポートフォリオ管理の一環として日々のリスクモニタリングを行います。

売買執行については、組織的に分離されたトレーディング部が、最良と思われる手法をもって売買を執行します。

（ハ）検証（Check）

運用部門から組織的に分離されたリスク管理部が、約款の遵守状況等、ファンドの運営状況を日々モニタリングし、抵触があった場合直ちに担当運用グループへ状況確認がなされます。担当運用グループは対応結果をリスク管理部へ報告します。

運用評価委員会では、ファンドの運用方針の実行状況、運用状況の分析結果を確認します。また、運用の分析、評価結果、運用リスク状況、法令諸規則、運用ガイドライン、約款の遵守状況についても報告されます。

〔ファンドの運用体制〕

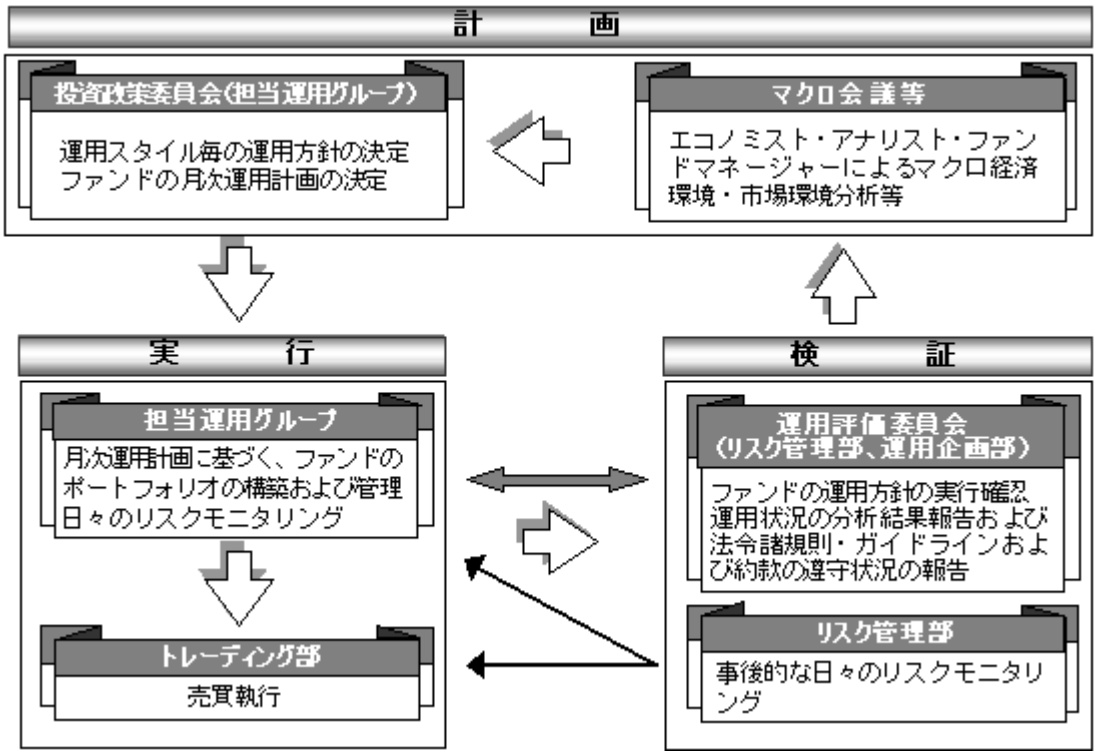

※リスク管理部は７名程度、運用企画部は10名程度で構成されています。

※ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

ロ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

（４）【分配方針】

年１回（原則として１月17日。休業日の場合は翌営業日となります。）決算を行い、以下の方針に基づき分配を行います。

イ　分配対象額は、経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

ロ　分配金額は、委託会社が基準価額の水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ハ　収益の分配に充てず信託財産内に留保した利益については、前記「（１）投資方針」に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】

Ⅰ　ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

イ　株式への実質投資割合には制限を設けません。

※実質投資割合とは、当ファンドが保有するある種類の資産の評価額が当ファンドの純資産総額に占める比率（「組入比率」といいます。）と、当該同一種類の資産のマザーファンドにおける組入比率に当該マザーファンド受益証券の当ファンドにおける組入比率を乗じて得た率を合計したものをいいます（以下同じ。）。

ロ　外貨建資産への投資は行いません。

ハ　同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の15%以下とします。

Ⅱ　ファンドの信託約款に基づくその他の投資制限

イ　投資する株式の範囲

（イ）委託会社が投資することを指図する株式は、わが国の取引所に上場している株式の発行会社の発行するもの、および取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

（ロ）上記（イ）にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録することが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図できるものとします。

ロ　信用取引の指図範囲

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

（ロ）信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けにかかる建玉のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けにかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。

（ハ）信託財産の一部解約等の事由により、信用取引の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

ハ　先物取引等の運用指図、目的、範囲

（イ）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

（ロ）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ニ スワップ取引の運用指図、目的、範囲

（イ）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

（ロ）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

（ハ）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

（ニ）委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

ホ 金利先渡取引の運用指図、目的、範囲

（イ）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

（ロ）金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

（ハ）金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

（ニ）委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（ホ）「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

ヘ 有価証券の貸付けの指図および範囲

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を、次の各号の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。

１．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

２．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

（ロ）上記（イ）の各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

（ハ）委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

ト 資金の借入れ

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

（ハ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

（ニ）借入金の利息は、信託財産中より支弁します。

III 法令に基づく投資制限

イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第９条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第３項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

（参考情報：日本株式マザーファンド（Ｂ号）の投資方針等）

（１）投資方針等

イ 基本方針

わが国の株式を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目標に積極的な運用を行います。

ロ 投資態度

（イ）主としてわが国の株式に投資を行い、中長期的にＴＯＰＩＸ（東証株価指数）を上回る投資成果を目指して運用を行います。

（ロ）株式への投資にあたっては、以下の方針に基づいて運用を行います。

ａ．株価は一時的・部分的にはファンダメンタルズから乖離することがあり、この価格形成の非効率性が超過収益の源泉であるとの観点に立ち、トップダウン、ボトムアップ両面からのアプローチに基づく徹底したリサーチをベースに、市場にまだ十分織り込まれていない投資材料を的確に捉えて、意図したリスクを取ることにより、市場を上回る収益を追求します。

ｂ．業種配分は、主として中長期的な産業成長力に着目した調査・分析に基づいて決定します。各業種の評価にあたっては、市場の成長性、国際競争力、技術革新等に注目します。

ｃ．個別銘柄の選択は、インハウスのアナリストによるグローバルかつ中長期的な視点での定量・定性双方の面からの徹底したリサーチに基づいて行います。

（２）投資対象

イ 投資対象とする資産の種類

前記「２ 投資方針 （２）投資対象 イ 投資対象とする資産の種類」において記載したベビーファンドが投資対象とする資産の種類に同じです。

ロ 投資対象とする有価証券

前記「２ 投資方針 （２）投資対象 ロ 投資対象とする有価証券」において記載したベビーファンドが投資対象とする有価証券の各号（第１号から第７号）に掲げるものに投資します。

ハ 投資対象とする金融商品

前記「２ 投資方針 （２）投資対象 ハ 投資対象とする金融商品」において記載したベビーファンドが投資対象とする金融商品に同じです。

（３）投資制限

イ ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

（イ）株式への投資割合には制限を設けません。

（ロ）外貨建資産への投資は行いません。

（ハ）同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の15%以下とします。

ロ 法令に基づく投資制限

ベビーファンドにつき上述した法令に基づく制限は、当マザーファンドについても課されます。

3【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、主にわが国の株式を投資対象としています（マザーファンドを通じて間接的に投資する場合を含みます。）。当ファンドの基準価額は、組み入れた株式の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化等の影響により上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。また、当ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険、貯金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

当ファンドが有するリスク等（当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドへの投資を通じて間接的に受ける実質的なリスク等を含みます。）のうち主要なものは、以下の通りです。

（イ）株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

（ロ）信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

（ハ）市場流動性リスク

大口の解約請求があった場合、解約資金を手当てするために保有資産を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量等の状況によっては、取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ニ）収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

（ホ）ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用するため、当ファンドと同じマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約により資金の流出入が生じた場合、その結果として、当該マザーファンドにおいても組入有価証券の売買等が生じ、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

ロ 投資リスクの管理体制

リスク管理の実効性を高め、また、コンプライアンスの徹底を図るために、運用部門から独立した組織（リスク管理部および法務コンプライアンス部）を設置し、ファンドの投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる確認等を行っています。リスク管理部では、主に投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングを行います。また、法務コンプライアンス部では、主に法令・諸規則等の遵守状況についての確認等を行います。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価委員会、リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会への報告が義務づけられています。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

無手数料です。

ただし、１口につき取得申込受付日の基準価額に0.15%の率を乗じて得た信託財産留保額を申込金額からご負担いただきます。

（2）【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

ただし、解約の際には、１口につき解約請求受付日の基準価額に0.15%の率を乗じて得た信託財産留保額が差し引かれます。

（3）【信託報酬等】

純資産総額に年1.365%（税抜き1.3%）の率を乗じて得た金額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上されます。

信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬の実質的配分は以下の通りです。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.651% （0.62%）	年0.609% （0.58%）	年0.105% （0.1%）

※（ ）内は税抜き。

（4）【その他の手数料等】

イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、年877,800円（税抜き836,000円）を上限として、日割りした金額が信託財産の費用として計上され、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。

ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。

ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）等は、信託財産中から支弁するものとします。

※ 上記ロ、ハにかかる費用に関しましては、その時々の取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

※ 上記（1）～（4）にかかる手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあったりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

イ　個別元本について

（イ）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

（ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。

（ハ）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

ロ　一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

ハ　収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

①収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

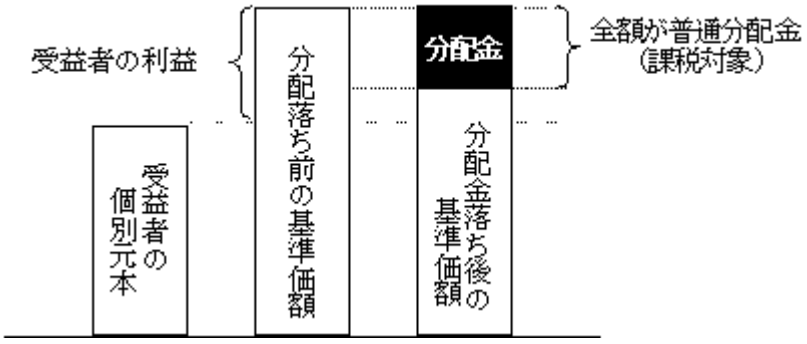

②収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

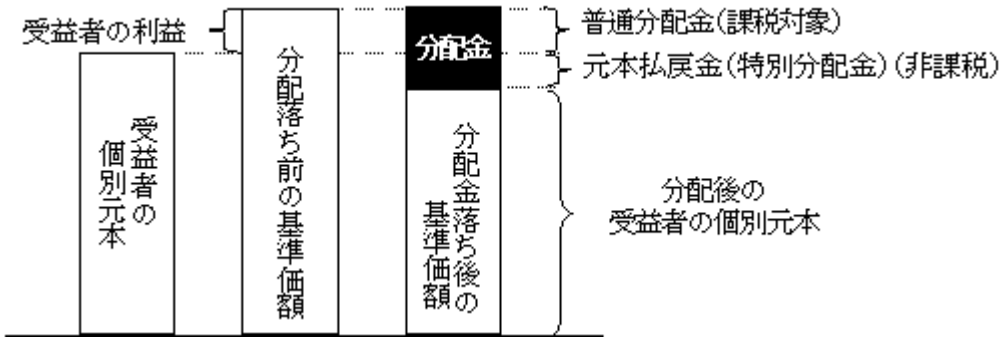

※上記①、②の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

ニ 個人、法人別の課税の取扱いについて

（イ）個人の受益者に対する課税

ｉ．収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

時期	税率
平成24年12月31日まで	10%（所得税7%および地方税3%）
平成25年１月１日から 平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7.147%および地方税3%）
平成26年１月１日以降	20.315%（所得税15.315%および地方税5%）

ii．一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、以下の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

なお、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、収益分配金、上場株式等にかかる譲渡益との通算が可能です。

時期	税率
平成24年12月31日まで	10%（所得税7%および地方税3%）
平成25年１月１日から 平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7.147%および地方税3%）
平成26年１月１日以降	20.315%（所得税15.315%および地方税5%）

（ロ）法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。

時期	税率
平成24年12月31日まで	7%（所得税のみ）
平成25年１月１日から 平成25年12月31日まで	7.147%（所得税のみ）
平成26年１月１日以降	15.315%（所得税のみ）

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

なお、当ファンドは、原則として受取配当にかかる益金不算入制度、配当控除の適用が可能です。

※当ファンドの外貨建資産割合および非株式割合

外貨建資産への投資は行いません。

株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、当ファンドの信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

※上記にかかわらず、確定拠出年金制度における受益者が支払いを受ける収益分配金、一部解約金、償還金はいずれも課税されません。

※上記「(５)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、平成24年２月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

平成24年２月29日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
日本株式マザーファンド（Ｂ号）受益証券	日本	3,004,970,258	100.15
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		△4,579,321	△0.15
合計(純資産総額)		3,000,390,937	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じ。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ 主要投資銘柄

平成24年２月29日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量（口）	帳簿価額 単価／金額（円）	評価額 単価／金額（円）	投資比率（%）
日本	親投資信託受益証券	日本株式マザーファンド（Ｂ号）	5,269,104,433	0.4983 2,626,026,987	0.5703 3,004,970,258	100.15

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別の投資比率

平成24年２月29日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.15
合計	100.15

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

①【純資産の推移】

年月日	純資産総額（円）	１万口当たりの純資産額（円）
第３期（平成15年１月17日）　（分配落）	4,813,741,958	4,801
第３期（平成15年１月17日）　（分配付）	4,813,741,958	4,801
第４期（平成16年１月19日）　（分配落）	8,992,022,969	5,972
第４期（平成16年１月19日）　（分配付）	8,992,022,969	5,972
第５期（平成17年１月17日）　（分配落）	9,394,889,343	6,089
第５期（平成17年１月17日）　（分配付）	9,394,889,343	6,089
第６期（平成18年１月17日）　（分配落）	5,025,239,381	9,471
第６期（平成18年１月17日）　（分配付）	5,025,239,381	9,471
第７期（平成19年１月17日）　（分配落）	5,584,094,812	9,835
第７期（平成19年１月17日）　（分配付）	5,584,094,812	9,835

第８期（平成20年１月17日）　（分配落）	4,347,557,135	7,472
第８期（平成20年１月17日）　（分配付）	4,347,557,135	7,472
第９期（平成21年１月19日）　（分配落）	2,646,645,876	4,366
第９期（平成21年１月19日）　（分配付）	2,646,645,876	4,366
第10期（平成22年１月18日）　（分配落）	3,076,561,318	5,373
第10期（平成22年１月18日）　（分配付）	3,076,561,318	5,373
第11期（平成23年１月17日）　（分配落）	3,280,064,044	5,460
第11期（平成23年１月17日）　（分配付）	3,280,064,044	5,460
第12期（平成24年１月17日）　（分配落）	2,616,144,768	4,238
第12期（平成24年１月17日）　（分配付）	2,616,144,768	4,238
平成23年２月末日	3,362,058,583	5,601
平成23年３月末日	3,100,266,107	5,127
平成23年４月末日	3,039,806,702	5,021
平成23年５月末日	3,002,189,278	4,944
平成23年６月末日	3,050,635,079	5,009
平成23年７月末日	3,046,444,663	4,988
平成23年８月末日	2,707,273,052	4,423
平成23年９月末日	2,690,988,366	4,380
平成23年10月末日	2,715,656,239	4,421
平成23年11月末日	2,590,345,312	4,205
平成23年12月末日	2,603,288,145	4,212
平成24年１月末日	2,701,355,030	4,366
平成24年２月末日	3,000,390,937	4,845

②【分配の推移】

計算期間	１万口当たり分配金（円）
第３期（平成14年１月18日～平成15年１月17日）	0
第４期（平成15年１月18日～平成16年１月19日）	0
第５期（平成16年１月20日～平成17年１月17日）	0
第６期（平成17年１月18日～平成18年１月17日）	0
第７期（平成18年１月18日～平成19年１月17日）	0
第８期（平成19年１月18日～平成20年１月17日）	0
第９期（平成20年１月18日～平成21年１月19日）	0
第10期（平成21年１月20日～平成22年１月18日）	0
第11期（平成22年１月19日～平成23年１月17日）	0
第12期（平成23年１月18日～平成24年１月17日）	0

③【収益率の推移】

計算期間	収益率（％）
第３期	△17.7
第４期	24.4
第５期	2.0
第６期	55.5
第７期	3.8
第８期	△24.0
第９期	△41.6
第10期	23.1

第11期	1.6
第12期	△22.4

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

（４）【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第３期	26,314,591	0
第４期	5,038,814,204	9,394,231
第５期	407,844,775	35,038,668
第６期	414,321,880	10,536,670,169
第７期	563,562,856	192,256,920
第８期	388,339,165	247,421,856
第９期	436,306,584	192,084,275
第10期	511,342,528	848,250,350
第11期	430,695,531	149,155,814
第12期	378,942,801	212,945,349

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

〔参考情報：日本株式マザーファンド（Ｂ号）の投資状況・投資資産〕

（１）投資状況

平成24年２月29日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	2,970,720,000	98.87
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		34,015,024	1.13
合計(純資産総額)		3,004,735,024	100.00

（２）投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

イ 主要投資銘柄（上位30銘柄）

平成24年２月29日現在

国／地域	種類	銘柄名／業種	数量（株）	帳簿価額 単価／金額（円）	評価額 単価／金額（円）	投資比率（%）
日本	株式	本田技研工業 〔輸送用機器〕	32,600	2,591.86 84,494,830	3,095.00 100,897,000	3.36
日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ 〔銀行業〕	220,100	340.24 74,888,543	420.00 92,442,000	3.08
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ 〔銀行業〕	31,300	2,221.00 69,517,300	2,757.00 86,294,100	2.87
日本	株式	日産自動車 〔輸送用機器〕	94,000	712.94 67,017,113	832.00 78,208,000	2.60
日本	株式	東日本旅客鉄道 〔陸運業〕	15,000	4,845.00 72,675,000	5,210.00 78,150,000	2.60
日本	株式	三井物産 〔卸売業〕	54,800	1,224.00 67,075,200	1,399.00 76,665,200	2.55
日本	株式	東京海上ホールディングス 〔保険業〕	29,600	1,697.00 50,231,200	2,245.00 66,452,000	2.21
日本	株式	ＫＤＤＩ 〔情報・通信業〕	117	487,500.00 57,037,500	516,000.00 60,372,000	2.01
日本	株式	日立製作所 〔電気機器〕	119,000	410.00 48,790,000	473.00 56,287,000	1.87
日本	株式	アステラス製薬 〔医薬品〕	16,700	3,065.00 51,185,500	3,340.00 55,778,000	1.86
日本	株式	武田薬品工業 〔医薬品〕	14,900	3,170.00 47,233,000	3,670.00 54,683,000	1.82
日本	株式	エヌ・ティ・ティ・ドコモ 〔情報・通信業〕	390	137,600.00 53,664,000	138,800.00 54,132,000	1.80
日本	株式	三菱商事 〔卸売業〕	26,400	1,680.98 44,377,986	1,991.00 52,562,400	1.75
日本	株式	東京瓦斯 〔電気・ガス業〕	140,000	352.00 49,280,000	371.00 51,940,000	1.73
日本	株式	三井不動産 〔不動産業〕	33,000	1,160.00 38,280,000	1,542.00 50,886,000	1.69
日本	株式	小松製作所 〔機械〕	20,300	2,008.00 40,762,400	2,422.00 49,166,600	1.64

日本	株式	セブン＆アイ・ホールディングス 〔小売業〕	20,900	2,134.00 44,600,600	2,246.00 46,941,400	1.56
日本	株式	日本電信電話 〔情報・通信業〕	11,000	3,870.00 42,570,000	3,835.00 42,185,000	1.40
日本	株式	三井化学 〔化学〕	151,000	256.53 38,736,248	278.00 41,978,000	1.40
日本	株式	クボタ 〔機械〕	49,000	668.00 32,732,000	800.00 39,200,000	1.30
日本	株式	キヤノン 〔電気機器〕	10,600	3,305.00 35,033,000	3,680.00 39,008,000	1.30
日本	株式	いすゞ自動車 〔輸送用機器〕	79,000	380.00 30,020,000	458.00 36,182,000	1.20
日本	株式	住友不動産 〔不動産業〕	19,000	1,360.00 25,840,000	1,896.00 36,024,000	1.20
日本	株式	日本たばこ産業 〔食料品〕	83	405,500.00 33,656,500	432,000.00 35,856,000	1.19
日本	株式	国際石油開発帝石 〔鉱業〕	62	508,000.00 31,496,000	577,000.00 35,774,000	1.19
日本	株式	住友商事 〔卸売業〕	29,500	1,045.00 30,827,500	1,205.00 35,547,500	1.18
日本	株式	椿本チエイン 〔機械〕	72,000	433.00 31,176,000	477.00 34,344,000	1.14
日本	株式	味の素 〔食料品〕	33,000	941.00 31,053,000	958.00 31,614,000	1.05
日本	株式	住友金属鉱山 〔非鉄金属〕	26,000	1,030.00 26,780,000	1,205.00 31,330,000	1.04
日本	株式	富士重工業 〔輸送用機器〕	51,000	495.00 25,245,000	614.00 31,314,000	1.04

ロ 種類別・業種別の投資比率

平成24年２月29日現在

種類	業種	投資比率（%）	種類	業種	投資比率（%）
株式（国内）	鉱業	1.52	株式（国内）	電気・ガス業	1.73
	建設業	1.42		陸運業	4.27
	食料品	3.37		海運業	0.97
	化学	7.33		情報・通信業	7.01
	医薬品	4.54		卸売業	5.84
	ガラス・土石製品	1.42		小売業	4.96
	鉄鋼	1.71		銀行業	5.95
	非鉄金属	2.21		証券、商品先物取引業	1.19
	金属製品	0.74		保険業	3.88
	機械	7.08		その他金融業	1.39
	電気機器	14.63		不動産業	4.27
	輸送用機器	10.71	合計		98.87
	その他製品	0.73			

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

〔参考情報〕

基準日2012年2月29日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移

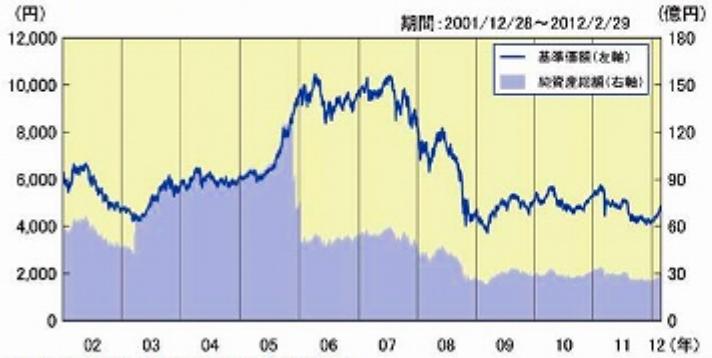

※基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

基準価額	4,845円
純資産総額	30億円

分配の推移

決算期	分配金
2012年1月	0円
2011年1月	0円
2010年1月	0円
2009年1月	0円
2008年1月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

年間収益率の推移（暦年ベース）

収益率(%)	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
ファンド	24.0	4.4	56.2	1.9	△13.1	△45.3	10.1	3.4	△19.9	15.0
ベンチマーク	23.8	10.2	43.5	1.9	△12.2	△41.8	5.6	△1.0	△18.9	14.7

2012年の収益率は、年初から2012年2月29日までの騰落率を表示しています。
ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績ではありません。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

イ 申込方法

（イ）ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社に取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

（ロ）原則として午後３時までに取得申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

なお、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

（ハ）当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

ロ 申込価額

取得申込受付日の基準価額に、信託財産留保額（0.15%）を加算した価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額に、信託財産留保額（0.15%）を加算した価額となります。

基準価額に買付時の信託財産留保額を加算した販売基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「日本株式」として掲載されます。（販売基準価額は、便宜上１万口単位で表示される場合があります。）

ハ 申込手数料

無手数料です。

ただし、１口につき取得申込受付日の基準価額に0.15%の率を乗じて得た信託財産留保額を申込金額からご負担いただきます。

ニ 申込単位

お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

お申込価額、申込単位の詳細についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号※	インターネット・ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

※お問い合わせは、原則として営業日の午前９時～午後５時までとさせていただきます。

ヘ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の販売基準価額×申込口数）を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

２【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。
お買付けの販売会社にお申し出ください。
解約請求のお申込みに関しては、原則として午後３時までに解約請求のお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。
解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
一部解約金は、解約請求受付日から起算して４営業日目からお支払いします。
一部解約価額は、解約請求受付日の基準価額から信託財産留保額（0.15%）を差し引いた価額となります。
一部解約価額は、委託会社の営業日において日々算出されますので、委託会社（電話：0120-88-2976）にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせします。
委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上１万口単位で表示される場合があります。）。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。
基準価額は、委託会社（電話：0120-88-2976）に問い合わせることにより知ることができます。
なお、基準価額に買付時の信託財産留保額を加算した販売基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「日本株式」として掲載されます。
委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号※	インターネット・ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

※お問い合わせは、原則として営業日の午前９時～午後５時までとさせていただきます。

（２）【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

平成12年７月18日から下記「（５）その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

（４）【計算期間】

毎年１月18日から翌年１月17日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

イ 信託の終了

（イ）信託契約の解約

ａ．委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が30億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ｂ．委託会社は、上記ａの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

ｃ．上記ｂの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

ｄ．上記ｃの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、信託契約の解約をしません。

ｅ．委託会社は、当ファンドの信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ｆ．上記ｃ～ｅまでの取扱いは、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記ｃの一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

（ロ）信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

（ハ）委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

（ニ）受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

ａ．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。

ｂ．上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。

ｃ．委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

（イ）収益分配金

ａ．分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ｂ．当ファンドは、分配金自動再投資専用ですので、分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日の翌営業日に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（ロ）償還金

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ハ 信託約款の変更

（イ）委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。

（ロ）委託会社は、上記（イ）の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を当ファンドの知られたる受益者に交付します。ただし、当ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

（ハ）上記（ロ）の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

（ニ）上記（ハ）の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の２分の１を超えるときは、（イ）の信託約款の変更をしません。

（ホ）委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

ニ 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または重大な信託約款の変更が行われる場合において、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間内に委託会社に異議を述べた受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の３ヵ月前に当事者のいずれからも、何らの意思表示もない場合は、自動的に１年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は毎決算後、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。

４【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ　分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

当ファンドは、分配金自動再投資専用であるため、収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日の翌営業日に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

ロ　償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ　一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第２　管理及び運営　２　換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ニ　信託約款変更等に対する異議申立権および受益権の買取請求権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または重大な信託約款の変更を行おうとする場合において、当該解約または信託約款変更に異議のある受益者は、それぞれの手続きにおいて設けられる異議申立期間中に異議を申し立てることができます。異議を申し立てた受益者の受益権の口数が、受益権の総口数の過半数となるときは、当該解約または信託約款変更は行われません。

当該解約または信託約款変更が行われる場合において、前述の異議を申し立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨の請求ができます。

ホ　帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
　なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第11期（平成22年１月19日から平成23年１月17日まで）および第12期（平成23年１月18日から平成24年１月17日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

１【財務諸表】

【三井住友・ＤＣ日本株式リサーチファンド】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第11期 (平成23年１月17日現在)	第12期 (平成24年１月17日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,374	31,760
親投資信託受益証券	3,300,552,107	2,635,034,634
未収入金	198,862	1,059,841
流動資産合計	3,300,754,343	2,636,126,235
資産合計	3,300,754,343	2,636,126,235
負債の部		
流動負債		
未払解約金	198,862	1,088,200
未払受託者報酬	1,542,312	1,419,283
未払委託者報酬	18,507,716	17,031,308
その他未払費用	441,409	442,676
流動負債合計	20,690,299	19,981,467
負債合計	20,690,299	19,981,467
純資産の部		
元本等		
元本	6,007,269,831	6,173,267,283
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,727,205,787	△3,557,122,515
元本等合計	3,280,064,044	2,616,144,768
純資産合計	3,280,064,044	2,616,144,768
負債純資産合計	3,300,754,343	2,636,126,235

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第11期 自 平成22年１月19日 至 平成23年１月17日	第12期 自 平成23年１月18日 至 平成24年１月17日
営業収益		
受取利息	47	27
有価証券売買等損益	102,668,974	△701,285,750
営業収益合計	102,669,021	△701,285,723
営業費用		
受託者報酬	3,108,989	3,031,947
委託者報酬	37,307,767	36,383,214
その他費用	877,800	877,800
営業費用合計	41,294,556	40,292,961
営業利益又は営業損失（△）	61,374,465	△741,578,684
経常利益又は経常損失（△）	61,374,465	△741,578,684
当期純利益又は当期純損失（△）	61,374,465	△741,578,684
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△3,694,550	△13,287,297
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△2,649,168,796	△2,727,205,787
剰余金増加額又は欠損金減少額	69,235,476	97,087,478
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	69,235,476	97,087,478
剰余金減少額又は欠損金増加額	212,341,482	198,712,819
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	212,341,482	198,712,819
分配金	―	―
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,727,205,787	△3,557,122,515

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項 目	第11期 自 平成22年１月19日 至 平成23年１月17日	第12期 自 平成23年１月18日 至 平成24年１月17日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券（売買目的有価証券） 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券（売買目的有価証券） 同 左
２．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当計算期間は前期末が休日のため、平成22年１月19日から平成23年１月17日までとなっております。	――――――

（追加情報）

第11期 自 平成22年１月19日 至 平成23年１月17日	第12期 自 平成23年１月18日 至 平成24年１月17日
当ファンドは、平成22年10月15日をもって、ファンド名称を三井住友・ＤＣ日本株式リサーチファンドと変更しております。	――――――

（貸借対照表に関する注記）

項 目	第11期 （平成23年１月17日現在）	第12期 （平成24年１月17日現在）
１．受益権総数	当計算期間の末日における受益権の総数 6,007,269,831口	当計算期間の末日における受益権の総数 6,173,267,283口
２．元本の欠損	「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の６第10号に規定する額 2,727,205,787円	「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の６第10号に規定する額 3,557,122,515円
３．１単位当たり純資産額	0.5460円 （１万口＝5,460円）	0.4238円 （１万口＝4,238円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項 目	第11期 自 平成22年１月19日 至 平成23年１月17日	第12期 自 平成23年１月18日 至 平成24年１月17日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（33,694,830円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（356,510,826円）、および分配準備積立金（815,258,745円）より、分配対象収益は1,205,464,401円（１万口当たり2,006.67円）でありますが、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（23,323,176円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（419,673,523円）、および分配準備積立金（819,860,035円）より、分配対象収益は1,262,856,734円（１万口当たり2,045.68円）でありますが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項 目	第11期 自 平成22年１月19日 至 平成23年１月17日	第12期 自 平成23年１月18日 至 平成24年１月17日
	（追加情報） 当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年３月10日）および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年３月10日）を適用しております。	――――――
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。	同 左
２．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	（1）金融商品の内容 1）有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2）デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。当ファンドにおけるデリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、および価格変動リスクの回避を目的としております。 3）コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 （2）金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。	（1）金融商品の内容 1）有価証券 同 左 2）デリバティブ取引 同 左 3）コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 （2）金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 同 左

３．金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についてのチェックを行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかるチェックの結果については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。リスクを管理する部署では、各種リスクごとに定められた頻度で、測定項目が上下限値（リミットあるいは注意レベル）内に収まっているかどうかのモニタリングを行っております。上下限値を越えていることが発見された場合は、原則として速やかに修正を行うよう、リスク管理を行う部署から関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われます。また、是正勧告あるいは報告を受けた関連運用グループでは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、リスク管理を行う部署は、上下限値に抵触した事実ならびにその後の対処結果あるいは関連運用グループの対処方針の決定に関し、必要に応じて、リスク管理を行う部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告する体制となっております。	同 左
４．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。	同 左

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	第11期 （平成23年１月17日現在）	第12期 （平成24年１月17日現在）
１．貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同 左
２．時価の算定方法	（1）有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 （2）派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 （3）コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	（1）有価証券（親投資信託受益証券） 同 左 （2）派生商品評価勘定（デリバティブ取引） 同 左 （3）コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 同 左

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

第11期（自 平成22年１月19日 至 平成23年１月17日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	121,025,460円
合 計	121,025,460円

第12期（自 平成23年１月18日 至 平成24年１月17日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△674,487,546円
合 計	△674,487,546円

（デリバティブ取引に関する注記）

第11期（平成23年１月17日現在）
第11期末現在、デリバティブ取引は行っておりません。

第12期（平成24年１月17日現在）
第12期末現在、デリバティブ取引は行っておりません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第11期（自 平成22年１月19日 至 平成23年１月17日）
該当事項はありません。

第12期（自 平成23年１月18日 至 平成24年１月17日）
該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	第11期 （平成23年１月17日現在）	第12期 （平成24年１月17日現在）
期首元本額	5,725,730,114円	6,007,269,831円
期中追加設定元本額	430,695,531円	378,942,801円
期中一部解約元本額	149,155,814円	212,945,349円

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

（a）株式

該当事項はありません。

（b）株式以外の有価証券

種 類	銘柄名	元本額	評価額	
			単価	金額
親投資信託受益証券	日本株式マザーファンド（Ｂ号）	5,290,171,922円	0.4981円	2,635,034,634円

（参考情報）

三井住友・ＤＣ日本株式リサーチファンドは、「日本株式マザーファンド（Ｂ号）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券です。
なお、以下に記載した状況は監査の対象外です。

「日本株式マザーファンド（Ｂ号）」の状況

（１）貸借対照表

対象年月日	（平成23年１月17日現在）	（平成24年１月17日現在）
科 目	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	71,693,366	46,287,907
株式	3,226,451,100	2,587,355,500
未収入金	21,581,080	1,489,233
未収配当金	2,580,100	2,507,750
未収利息	98	63
流動資産合計	3,322,305,744	2,637,640,453
資産合計	3,322,305,744	2,637,640,453
負債の部		
流動負債		
未払金	21,622,272	1,633,976
未払解約金	198,862	1,059,841
流動負債合計	21,821,134	2,693,817
負債合計	21,821,134	2,693,817
純資産の部		
元本等		
元本		
元本	5,216,614,679	5,290,171,922
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	△1,916,130,069	△2,655,225,286
元本等合計	3,300,484,610	2,634,946,636
純資産合計	3,300,484,610	2,634,946,636
負債純資産合計	3,322,305,744	2,637,640,453

（注）「日本株式マザーファンド（Ｂ号）」は、毎年１月17日（ただし、休業日の場合は翌営業日）に決算を行います。上記の貸借対照表は平成23年１月17日ならびに平成24年１月17日現在における同マザーファンドの状況です。

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項 目	自 平成22年１月19日 至 平成23年１月17日	自 平成23年１月18日 至 平成24年１月17日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	株式（売買目的有価証券） 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、取引所もしくは店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式（売買目的有価証券） 同 左
２．収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。	受取配当金の計上基準 同 左

（貸借対照表に関する注記）

項 目	（平成23年１月17日現在）	（平成24年１月17日現在）
１．受益権総数	平成23年１月17日現在における受益権の総数 5,216,614,679口	平成24年１月17日現在における受益権の総数 5,290,171,922口
２．元本の欠損	「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の６第10号に規定する額 1,916,130,069円	「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の６第10号に規定する額 2,655,225,286円
３．１単位当たり純資産額	0.6327円 （１万口＝6,327円）	0.4981円 （１万口＝4,981円）

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項 目	自 平成22年１月19日 至 平成23年１月17日	自 平成23年１月18日 至 平成24年１月17日
	(追加情報) 当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年３月10日）および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年３月10日）を適用しております。	――――――
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。	同 左

２．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	（1）金融商品の内容 1）有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、株式を組み入れております。 2）デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。当ファンドにおけるデリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、および価格変動リスクの回避を目的としております。 3）コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 （2）金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。	（1）金融商品の内容 1）有価証券 同 左 2）デリバティブ取引 同 左 3）コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 （2）金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 同 左

３．金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についてのチェックを行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかるチェックの結果については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。リスクを管理する部署では、各種リスクごとに定められた頻度で、測定項目が上下限値（リミットあるいは注意レベル）内に収まっているかどうかのモニタリングを行っております。上下限値を越えていることが発見された場合は、原則として速やかに修正を行うよう、リスク管理を行う部署から関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われます。また、是正勧告あるいは報告を受けた関連運用グループでは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。なお、リスク管理を行う部署は、上下限値に抵触した事実ならびにその後の対処結果あるいは関連運用グループの対処方針の決定に関し、必要に応じて、リスク管理を行う部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告する体制となっております。	同 左
４．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。	同 左

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項 目	（平成23年１月17日現在）	（平成24年１月17日現在）

１．貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同 左
２．時価の算定方法	（1）有価証券（株式） 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 （2）派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 （3）コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	（1）有価証券（株式） 同 左 （2）派生商品評価勘定（デリバティブ取引） 同 左 （3）コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 同 左

（デリバティブ取引に関する注記）

（平成23年１月17日現在）
平成23年１月17日現在、デリバティブ取引は行っておりません。

（平成24年１月17日現在）
平成24年１月17日現在、デリバティブ取引は行っておりません。

（関連当事者との取引に関する注記）

（自 平成22年１月19日 至 平成23年１月17日）
該当事項はありません。

（自 平成23年１月18日 至 平成24年１月17日）
該当事項はありません。

（その他の注記）

（平成23年１月17日現在）	
本有価証券報告書における開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	5,045,294,262円
同期中における追加設定元本額	341,664,411円
同期中における一部解約元本額	170,343,994円
平成23年１月17日現在における元本の内訳	
三井住友・ＤＣ日本株式リサーチファンド	5,216,614,679円
合 計	5,216,614,679円

（平成24年１月17日現在）	
本有価証券報告書における開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	5,216,614,679円
同期中における追加設定元本額	296,128,818円
同期中における一部解約元本額	222,571,575円
平成24年１月17日現在における元本の内訳	
三井住友・ＤＣ日本株式リサーチファンド	5,290,171,922円
合 計	5,290,171,922円

（３）附属明細表

有価証券明細表

（a）株式

（単位：円）

銘 柄	株 数	評価額 単価	評価額 金額	備 考
国際石油開発帝石	62	508,000	31,496,000	
大林組	81,000	371	30,051,000	
清水建設	39,000	349	13,611,000	
大和ハウス工業	14,000	955	13,370,000	
日本ハム	12,000	923	11,076,000	
不二製油	13,400	1,076	14,418,400	
味の素	33,000	941	31,053,000	
ハウス食品	8,400	1,453	12,205,200	
ニチレイ	14,000	374	5,236,000	
日本たばこ産業	83	405,500	33,656,500	
クレハ	27,000	375	10,125,000	
セントラル硝子	19,000	374	7,106,000	
三菱瓦斯化学	16,000	411	6,576,000	
三井化学	52,000	229	11,908,000	
ＪＳＲ	4,200	1,485	6,237,000	
住友ベークライト	28,000	425	11,900,000	
日本ゼオン	23,000	651	14,973,000	
宇部興産	82,000	214	17,548,000	
日立化成工業	8,200	1,314	10,774,800	
ＡＤＥＫＡ	24,800	744	18,451,200	
花王	14,800	2,092	30,961,600	
富士フイルムホールディングス	17,700	1,848	32,709,600	
日東電工	5,400	2,662	14,374,800	
協和発酵キリン	15,000	922	13,830,000	
武田薬品工業	14,900	3,170	47,233,000	
アステラス製薬	16,700	3,065	51,185,500	
塩野義製薬	11,900	948	11,281,200	
沢井製薬	2,600	7,990	20,774,000	
旭硝子	17,000	635	10,795,000	
日本電気硝子	17,000	745	12,665,000	
住友大阪セメント	93,000	230	21,390,000	
日本碍子	17,000	891	15,147,000	
ジェイ エフ イー ホールディングス	13,200	1,336	17,635,200	
共英製鋼	3,600	1,496	5,385,600	
丸一鋼管	4,300	1,784	7,671,200	
住友金属鉱山	26,000	1,030	26,780,000	
住友電気工業	17,100	828	14,158,800	
フジクラ	60,000	219	13,140,000	
住生活グループ	12,700	1,574	19,989,800	
日本発條	8,300	675	5,602,500	

アマダ	35,000	496	17,360,000	
ＳＭＣ	2,100	11,860	24,906,000	
小松製作所	23,500	2,008	47,188,000	
クボタ	49,000	668	32,732,000	
椿本チエイン	72,000	433	31,176,000	
セガサミーホールディングス	13,500	1,696	22,896,000	
ＴＨＫ	8,200	1,553	12,734,600	
日立製作所	119,000	410	48,790,000	
三菱電機	41,000	732	30,012,000	
マブチモーター	1,600	3,080	4,928,000	
日本電産	1,300	7,050	9,165,000	
パナソニック	35,100	611	21,446,100	
ソニー	17,800	1,293	23,015,400	
ヒロセ電機	2,400	6,830	16,392,000	
日本航空電子工業	24,000	527	12,648,000	
船井電機	3,000	1,954	5,862,000	
ファナック	1,400	11,970	16,758,000	
京セラ	5,800	6,070	35,206,000	
太陽誘電	19,800	655	12,969,000	
ニチコン	17,100	714	12,209,400	
日本ケミコン	31,000	240	7,440,000	
大日本スクリーン製造	12,000	653	7,836,000	
キヤノン	10,600	3,305	35,033,000	
東京エレクトロン	3,200	4,125	13,200,000	
川崎重工業	113,000	208	23,504,000	
日産自動車	75,100	702	52,720,200	
いすゞ自動車	79,000	380	30,020,000	
カルソニックカンセイ	50,000	473	23,650,000	
アイシン精機	6,000	2,236	13,416,000	
本田技研工業	30,100	2,567	77,266,700	
富士重工業	51,000	495	25,245,000	
エクセディ	4,500	2,277	10,246,500	
タカタ	10,600	1,585	16,801,000	
リンテック	7,800	1,344	10,483,200	
任天堂	700	10,410	7,287,000	
コクヨ	15,100	535	8,078,500	
東京瓦斯	140,000	352	49,280,000	
東京急行電鉄	58,000	375	21,750,000	
東日本旅客鉄道	15,000	4,845	72,675,000	
西日本旅客鉄道	8,300	3,240	26,892,000	
日本郵船	121,000	176	21,296,000	
野村総合研究所	10,600	1,693	17,945,800	
フジ・メディア・ホールディングス	77	113,600	8,747,200	
伊藤忠テクノソリューションズ	3,500	3,535	12,372,500	
日本テレビ放送網	1,730	11,730	20,292,900	
日本電信電話	11,000	3,870	42,570,000	

ＫＤＤＩ	117	487,500	57,037,500	
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	390	137,600	53,664,000	
アルフレッサ ホールディングス	3,400	3,245	11,033,000	
三井物産	54,800	1,224	67,075,200	
住友商事	29,500	1,045	30,827,500	
三菱商事	13,800	1,602	22,107,600	
エービーシー・マート	2,900	2,703	7,838,700	
ＤＣＭホールディングス	27,000	583	15,741,000	
Ｊ．フロント リテイリング	19,000	360	6,840,000	
三越伊勢丹ホールディングス	11,000	823	9,053,000	
セブン＆アイ・ホールディングス	20,900	2,134	44,600,600	
ドン・キホーテ	6,300	2,821	17,772,300	
島忠	3,300	1,729	5,705,700	
コメリ	5,300	2,374	12,582,200	
青山商事	3,100	1,366	4,234,600	
しまむら	1,900	7,940	15,086,000	
ケーズホールディングス	4,200	2,747	11,537,400	
ニトリホールディングス	2,500	7,220	18,050,000	
三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	177,000	329	58,233,000	
三井住友フィナンシャルグループ	31,300	2,221	69,517,300	
ジャフコ	12,200	1,326	16,177,200	
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	44,000	205	9,020,000	
ＮＫＳＪホールディングス	10,400	1,457	15,152,800	
東京海上ホールディングス	29,600	1,697	50,231,200	
Ｔ＆Ｄホールディングス	31,900	720	22,968,000	
オリックス	2,660	6,720	17,875,200	
三菱ＵＦＪリース	6,860	3,115	21,368,900	
パーク２４	10,800	986	10,648,800	
三井不動産	33,000	1,160	38,280,000	
住友不動産	19,000	1,360	25,840,000	
イオンモール	3,500	1,695	5,932,500	
エヌ・ティ・ティ都市開発	316	51,900	16,400,400	
合 計	2,870,795		2,587,355,500	

（b）株式以外の有価証券
該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成24年２月29日現在

Ⅰ 資産総額	3,005,593,273円
Ⅱ 負債総額	5,202,336円
Ⅲ 純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	3,000,390,937円
Ⅳ 発行済口数	6,193,159,061口
Ⅴ １口当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	0.4845円
（ １万口当たり純資産額	4,845円）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ 名義書換

該当事項はありません。

ロ 受益者名簿

作成しません。

ハ 受益者に対する特典

ありません。

ニ 受益権の譲渡および譲渡制限等

（イ）受益権の譲渡

ａ．受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

ｂ．上記ａの申請のある場合には、上記ａの振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記ａの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

ｃ．上記ａの振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（ロ）受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ヘ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

	平成24年２月29日現在
資本金の額	2,000百万円
会社が発行する株式の総数	60,000株
発行済株式総数	17,640株

ロ 最近５年間における資本金の額の増減

該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は７名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役を若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を１名選定し、必要に応じて取締役会長１名のほか、取締役副社長、専務取締役、常務取締役を若干名選定することができます。

ニ 投資信託の運用の流れ

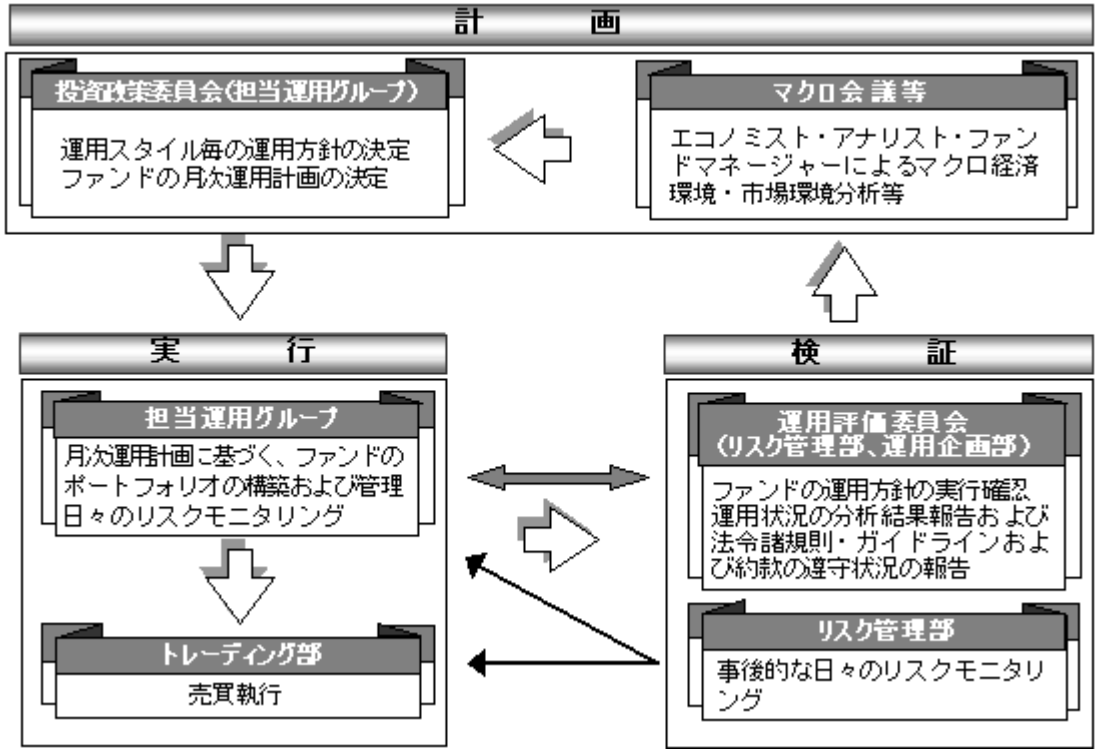
計　　画
投資政策委員会(担当運用グループ)
運用スタイル毎の運用方針の決定
ファンドの月次運用計画の決定
マクロ会議等
エコノミスト・アナリスト・ファンドマネージャーによるマクロ経済環境・市場環境分析等
実　　行
担当運用グループ
月次運用計画に基づく、ファンドのポートフォリオの構築および管理
日々のリスクモニタリング
トレーディング部
売買執行
検　　証
運用評価委員会
(リスク管理部、運用企画部)
ファンドの運用方針の実行確認
運用状況の分析結果報告および法令諸規則・ガイドラインおよび約款の遵守状況の報告
リスク管理部
事後的な日々のリスクモニタリング

２【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。
また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。
平成24年２月29日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

（平成24年２月29日現在、単位：百万円）

		本 数	純資産総額
株式投資信託	単位型	41 （ 2）	53,889 （ 5,214）
	追加型	303 （ 132）	4,744,312 （ 3,095,576）
	計	344 （ 134）	4,798,201 （ 3,100,790）
公社債投資信託	単位型	0 （ 0）	0 （ 0）
	追加型	0 （ 0）	0 （ 0）
	計	0 （ 0）	0 （ 0）
合 計		344 （ 134）	4,798,201 （ 3,100,790）

※（ ）内は、私募投資信託分であり、内書き表記しております。

３【委託会社等の経理状況】

１　当社の財務諸表は、第25期（平成21年４月１日から平成22年３月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しており、第26期（平成22年４月１日から平成23年３月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第２条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、第27期中間会計期間(平成23年４月１日から平成23年９月30日まで)については、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

２　当社は、第25期（平成21年４月１日から平成22年３月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、あずさ監査法人の監査を受けており、第26期（平成22年４月１日から平成23年３月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

また、第27期中間会計期間(平成23年４月１日から平成23年９月30日まで)の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により平成22年７月１日付をもって、名称を有限責任 あずさ監査法人に変更しております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

		第　25　期 （平成22年３月31日現在）	第　26　期 （平成23年３月31日現在）
（資 産 の 部）			
流動資産			
現金及び預金	※２	15,484,883	17,127,600
有価証券		2,999,185	3,999,722
前払費用		248,594	264,910
未収入金		6,524	607,623
未収委託者報酬		3,405,895	3,712,698
未収運用受託報酬		456,672	326,523
未収投資助言報酬	※２	426,716	412,606
未収収益		7,020	27,051
繰延税金資産		244,770	241,975
その他の流動資産		1,392	1,299
流動資産計		23,281,654	26,722,012
固定資産			
有形固定資産	※１		
建物		173,574	148,698
器具備品		150,631	232,209
有形固定資産合計		324,206	380,907
無形固定資産	※１		
電話加入権		150	138
商標権		6,160	4,216
無形固定資産合計		6,310	4,354
投資その他の資産			
投資有価証券		6,923,150	4,980,828
関係会社株式		236,178	234,921
長期差入保証金		681,764	681,432
長期前払費用		7,822	10,561

会員権	20,113	20,113
繰延税金資産	524,820	606,449
投資その他の資産合計	8,393,850	6,534,307
固定資産計	8,724,367	6,919,569
資産合計	32,006,022	33,641,581

（単位：千円）

		第 25 期 （平成22年３月31日現在）	第 26 期 （平成23年３月31日現在）
（負 債 の 部）			
流動負債			
預り金		46,362	47,190
未払金			
未払収益分配金		943	681
未払償還金		18,453	21,638
未払手数料	※２	1,523,402	1,971,626
その他未払金		71,728	64,551
未払費用		869,497	824,240
未払消費税等		74,053	126,666
未払法人税等		1,264,485	1,004,164
賞与引当金		293,651	327,914
流動負債計		4,162,578	4,388,674
固定負債			
退職給付引当金		1,137,766	1,310,821
固定負債計		1,137,766	1,310,821
負債合計		5,300,344	5,699,496
（純 資 産 の 部）			
株主資本			
資本金		2,000,000	2,000,000
資本剰余金			
資本準備金		8,628,984	8,628,984
資本剰余金合計		8,628,984	8,628,984
利益剰余金			
利益準備金		284,245	284,245
その他利益剰余金			
配当準備積立金		60,000	60,000

別途積立金	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金	14,172,932	15,381,398
利益剰余金合計	15,994,137	17,202,602
株主資本計	26,623,121	27,831,586
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	82,556	110,498
評価・換算差額等計	82,556	110,498
純資産合計	26,705,677	27,942,085
負債・純資産合計	32,006,022	33,641,581

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第　25　期 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）	第　26　期 （自　平成22年４月１日 至　平成23年３月31日）
営業収益		
委託者報酬	21,113,167	27,350,519
運用受託報酬	2,492,177	2,113,027
投資助言報酬	1,893,038	1,828,087
その他営業収益		
情報提供コンサルタント業務報酬	5,000	5,000
投資法人運用受託報酬	43,853	35,635
サービス支援手数料	-	234,885
その他	12,348	26,930
営業収益計	25,559,586	31,594,086
営業費用		
支払手数料	9,706,627	14,161,927
広告宣伝費	420,508	482,728
公告費	2,339	4,634
調査費		
調査費	579,477	537,254
委託調査費	1,556,961	2,115,042
営業雑経費		
通信費	31,515	34,433
印刷費	278,539	266,803
協会費	19,271	23,235
諸会費	12,955	11,346
情報機器関連費	2,005,507	2,066,205
販売促進費	13,183	27,670
その他	66,833	79,571
営業費用計	14,693,722	19,810,852

一般管理費		
給料		
役員報酬	155,835	155,867
給料・手当	4,192,414	4,342,937
賞与	719,290	983,434
賞与引当金繰入額	293,651	327,914
交際費	19,087	21,460
寄付金	23	31
事務委託費	195,150	220,738
旅費交通費	197,842	219,278
租税公課	86,095	87,674
不動産賃借料	714,209	677,468
退職給付費用	197,352	199,545
固定資産減価償却費	97,916	100,356
諸経費	280,916	250,817
一般管理費計	7,149,786	7,587,526
営業利益	3,716,077	4,195,707

営業外収益			
受取配当金		1,710	34,115
有価証券利息		4,645	3,603
受取利息	※1	16,592	7,877
為替差益		-	4,753
時効成立分配金・償還金		3,492	3,076
原稿・講演料		3,255	3,485
還付加算金		37,708	1,645
雑収入		6,291	7,033
営業外収益計		73,696	65,590
営業外費用			
為替差損		5,113	-
時効成立後支払分配金・償還金		-	659
営業外費用計		5,113	659
経常利益		3,784,660	4,260,638
特別利益			
投資有価証券償還益		2,459	7
投資有価証券売却益		31,117	71,400
特別利益計		33,577	71,407
特別損失			
固定資産除却損	※2	5,302	17,318
投資有価証券償還損		-	2,679
投資有価証券評価損		51,557	-
投資有価証券売却損		2,724	20,822
関係会社株式評価損		-	1,256
特別損失計		59,583	42,077
税引前当期純利益		3,758,653	4,289,968
法人税、住民税及び事業税		1,817,726	1,852,053
法人税等調整額		△ 722,069	△ 93,549
法人税等合計		1,095,656	1,758,503
当期純利益		2,662,997	2,531,465

（３）【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	第　25　期 （自　平成21年４月１日 至　平成22年３月31日）	第　26　期 （自　平成22年４月１日 至　平成23年３月31日）
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,000,000	2,000,000
当期末残高	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	8,628,984	8,628,984
当期末残高	8,628,984	8,628,984
資本剰余金合計		
前期末残高	8,628,984	8,628,984
当期末残高	8,628,984	8,628,984
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	284,245	284,245
当期末残高	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金		
前期末残高	60,000	60,000
当期末残高	60,000	60,000
別途積立金		
前期末残高	1,476,959	1,476,959
当期末残高	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金		
前期末残高	12,356,655	14,172,932
当期変動額		

剰余金の配当	△ 846,720	△ 1,323,000
当期純利益	2,662,997	2,531,465
当期変動額合計	1,816,277	1,208,465
当期末残高	14,172,932	15,381,398
利益剰余金合計		
前期末残高	14,177,860	15,994,137
当期変動額		
剰余金の配当	△ 846,720	△ 1,323,000
当期純利益	2,662,997	2,531,465
当期変動額合計	1,816,277	1,208,465
当期末残高	15,994,137	17,202,602
株主資本合計		
前期末残高	24,806,844	26,623,121
当期変動額		
剰余金の配当	△ 846,720	△ 1,323,000
当期純利益	2,662,997	2,531,465
当期変動額合計	1,816,277	1,208,465
当期末残高	26,623,121	27,831,586

評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△ 5,805	82,556
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	88,361	27,941
当期変動額合計	88,361	27,941
当期末残高	82,556	110,498
評価・換算差額合計		
前期末残高	△ 5,805	82,556
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	88,361	27,941
当期変動額合計	88,361	27,941
当期末残高	82,556	110,498
純資産合計		
前期末残高	24,801,038	26,705,677
当期変動額		
剰余金の配当	△ 846,720	△ 1,323,000
当期純利益	2,662,997	2,531,465
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	88,361	27,941
当期変動額合計	1,904,639	1,236,407
当期末残高	26,705,677	27,942,085

重要な会計方針

項目	第25期 （自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）	第26期 （自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）
１ 有価証券の評価基準及び評価方法	満期保有目的の債券 償却原価法 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法	満期保有目的の債券 同左 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
２ 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　３～50年 器具備品　３～20年 無形固定資産 定額法によっております。	有形固定資産 同左 無形固定資産 同左
３ 引当金の計上基準 (1) 賞与引当金	従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。	同左

(2) 退職給付引当金	従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。 過去勤務債務については、その発生時において一時に費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。 （会計方針の変更） 当事業年度より、「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その３）（企業会計基準第19号 平成20年７月31日）を適用しております。この変更が当事業年度の損益に与える影響はありません。また、本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差額はありません。	従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。 過去勤務債務については、その発生時において一時に費用処理しております。 数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。
４ その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理は税抜方式によっております。	同左

会計方針の変更

（会計処理の変更）

第25期 （自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）	第26期 （自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）
―	資産除去債務に関する会計基準 企業会計基準第18号「資産除去債務に関する会計基準」（平成20年３月31日 企業会計基準委員会）及び企業会計基準適用指針第21号「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（同前）が平成22年４月１日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。 これによる損益の影響はありません。

注 記 事 項

（貸借対照表関係）

第25期 (平成22年３月31日現在)	第26期 (平成23年３月31日現在)
※１ 有形固定資産の減価償却累計額 建　物　172,855千円 器具備品　863,358千円 無形固定資産の減価償却累計額 電話加入権　83千円 商標権　13,282千円	※１ 有形固定資産の減価償却累計額 建　物　191,415千円 器具備品　774,482千円 無形固定資産の減価償却累計額 電話加入権　95千円 商標権　15,226千円
※２ 関係会社に対する債権債務 現金及び預金　10,591,647千円 未収投資助言報酬　295,911千円 未払手数料　441,536千円	※２ 関係会社に対する債権債務 現金及び預金　11,201,422千円 未収投資助言報酬　293,061千円 未払手数料　469,104千円

３ 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行と当座貸越契約を締結しております。 当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。 当座貸越極度額の総額　10,000,000千円 借入実行残高　　－千円 差引額　　10,000,000千円	３ 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行と当座貸越契約を締結しております。 当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。 当座貸越極度額の総額　10,000,000千円 借入実行残高　　－千円 差引額　　10,000,000千円
４ 当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成27年６月までの賃借料総額102,815千円の支払保証を行っております。	４ 当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成27年６月までの賃借料総額74,617千円の支払保証を行っております。

（損益計算書関係）

第25期 （自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）	第26期 （自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）
※１ 関係会社との取引に係るもの 受取利息　　5,916千円	※１ 関係会社との取引に係るもの 受取利息　　3,867千円
※２ 固定資産除却損は、器具備品5,302千円であります。	※２ 固定資産除却損は、建物9,847千円、器具備品7,471千円であります。

（株主資本等変動計算書関係）

第25期(自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)

１.発行済株式数に関する事項

	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	―	―	17,640株

２.剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年６月30日 定時株主総会	普通株式	846,720	48,000	平成21年 ３月31日	平成21年 ７月１日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成22年６月24日開催の第25回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年６月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,323,000	75,000	平成22年 ３月31日	平成22年 ６月25日

第26期(自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)

１.発行済株式数に関する事項

	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	―	―	17,640株

２.剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年６月24日 定時株主総会	普通株式	1,323,000	75,000	平成22年 ３月31日	平成22年 ６月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成23年６月24日開催の第26回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年６月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,252,440	71,000	平成23年 ３月31日	平成23年 ６月27日

（リース取引関係）

第25期 （自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）	第26期 （自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）
１.オペレーティング・リース取引 (借主側) 未経過リース料(解約不能のもの)(単位:千円) １年以内　667,234 １年超　1,608,004 合計　2,275,239	１.オペレーティング・リース取引 (借主側) 未経過リース料(解約不能のもの)(単位:千円) １年以内　672,700 １年超　958,593 合計　1,631,293

（金融商品関係）

第25期(自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブ取引は行っていません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

有価証券及び投資有価証券については、主に満期保有目的の債券及び事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、全額出資の海外子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。また、長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて１年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

満期保有目的の債券は、余資運用規則に基づき、短期の国債のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

有価証券、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引

当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

②市場リスクの管理

有価証券及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、総務人事部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格及び業界団体が公表する売買参考統計値等に基づく価額のほか、これらの価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成22年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（（注２）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	15,484,883	15,484,883	―
(2)未収委託者報酬	3,405,895	3,405,895	―
(3)未収運用受託報酬	456,672	456,672	―
(4)未収投資助言報酬	426,716	426,716	―
(5)有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	2,999,185	2,999,100	△85
②その他有価証券	6,874,409	6,874,409	―
(6)長期差入保証金	681,764	681,764	―
資産計	30,329,527	30,329,442	△85
(1)未払金			
①未払手数料	1,523,402	1,523,402	―
負債計	1,523,402	1,523,402	―

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券については業界団体が公表する売買参考統計値等によって、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負 債

(1) 未払金

①未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式	298
投資証券	48,443
合計	48,741
子会社株式	
非上場株式	236,178
合計	236,178

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(5)②その他有価証券」には含めておりません。また、上記の表中にある「貸借対照表計上額」は、減損処理後の帳簿価額です。当事業年度における減損処理額は、51,557千円です。

子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

（注３）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

区分	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
現金及び預金	15,484,883	―	―	―
未収委託者報酬	3,405,895	―	―	―
未収運用受託報酬	456,672	―	―	―
未収投資助言報酬	426,716	―	―	―
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	3,000,000	―	―	―
その他有価証券のうち				
満期があるもの	―	―	―	―
長期差入保証金	2,289	679,475	―	―
合計	22,776,457	679,475	―	―

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年３月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年３月10日）を適用しております。

第26期(自　平成22年４月１日　至　平成23年３月31日)

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブ取引は行っていません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

有価証券及び投資有価証券については、主に満期保有目的の債券及び事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、全額出資の海外子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。また、長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて１年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

満期保有目的の債券は、余資運用規則に基づき、短期の国債のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

有価証券、投資有価証券及び子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

②市場リスクの管理

有価証券及び投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、総務人事部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格及び業界団体が公表する売買参考統計値等に基づく価額のほか、これらの価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成23年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（（注２）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	17,127,600	17,127,600	―
(2)未収委託者報酬	3,712,698	3,712,698	―
(3)未収運用受託報酬	326,523	326,523	―
(4)未収投資助言報酬	412,606	412,606	―
(5)有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	3,999,722	3,999,600	△122
②その他有価証券	4,932,087	4,932,087	―
(6)長期差入保証金	681,432	681,432	―
資産計	31,192,671	31,192,549	△122
(1)未払金			
①未払手数料	1,971,626	1,971,626	―
負債計	1,971,626	1,971,626	―

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券については業界団体が公表する売買参考統計値等によって、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(6) 長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負 債

(1) 未払金

①未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場株式	298
投資証券	48,443
合計	48,741
子会社株式	
非上場株式	234,921
合計	234,921

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(5)②その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。また、上記の表中にある「貸借対照表計上額」は、減損処理後の帳簿価額です。当事業年度における減損処理額は、1,256千円です。

（注３）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

区分	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
現金及び預金	17,127,600	―	―	―
未収委託者報酬	3,712,698	―	―	―
未収運用受託報酬	326,523	―	―	―
未収投資助言報酬	412,606	―	―	―
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	4,000,000	―	―	―
その他有価証券のうち				
満期があるもの	―	―	―	―
長期差入保証金	13,841	667,590	―	―
合計	25,593,271	667,590	―	―

（有価証券関係）

第25期(平成22年３月31日現在)

１．満期保有目的の債券

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えるもの	―	―	―
小計	―	―	―
(2)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えないもの	2,999,185	2,999,100	△85
小計	2,999,185	2,999,100	△85
合計	2,999,185	2,999,100	△85

２．子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式236,178千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

３．その他有価証券

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	2,484,337	2,253,148	231,189
小計	2,484,337	2,253,148	231,189
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	4,390,071	4,483,035	△92,963
小計	4,390,071	4,483,035	△92,963
合計	6,874,409	6,736,184	138,225

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 48,741千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

４．当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,539,393	31,117	2,724

第26期(平成23年３月31日現在)

１．満期保有目的の債券

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えるもの	―	―	―
小計	―	―	―
(2)貸借対照表日の時価が貸借対照表計上額を超えないもの	3,999,722	3,999,600	△122
小計	3,999,722	3,999,600	△122
合計	3,999,722	3,999,600	△122

２．子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式234,921千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。また、上記「貸借対照表計上額」は、減損処理後の帳簿価額です。当事業年度における減損処理額は、1,256千円です。

３．その他有価証券

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	3,047,395	2,801,036	246,358
小計	3,047,395	2,801,036	246,358
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	1,884,692	1,950,168	△65,476
小計	1,884,692	1,950,168	△65,476
合計	4,932,087	4,751,205	180,882

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 48,741千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

４．当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額

4,845,387	71,400	20,822

（デリバティブ取引関係）

第25期(自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

第26期(自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

第25期 （自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）	第26期 （自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）
１．採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。 ２．退職給付債務の額 (単位：千円) 退職給付債務 1,137,766 退職給付引当金 1,137,766 ３．退職給付費用の額 (単位：千円) 勤務費用 154,625 利息費用 14,583 数理計算上の差異の費用処理額 12,466 その他 15,677 退職給付費用 197,352 （注）その他は、その他の関係会社からの出向者の年金掛金負担分と退職給付引当額相当額負担分になります。	１．採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。 ２．退職給付債務の額 (単位：千円) 退職給付債務 1,310,821 退職給付引当金 1,310,821 ３．退職給付費用の額 (単位：千円) 勤務費用 160,751 利息費用 17,066 数理計算上の差異の費用処理額 6,439 その他 15,287 退職給付費用 199,545 （注）その他は、その他の関係会社からの出向者の年金掛金負担分と退職給付引当額相当額負担分になります。

４．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 **退職給付見込額の期間配分方法** **勤務期間を基準とする方法** **割引率** 1.5% **過去勤務債務の額の処理年数** **１年（発生時において費用処理する方法）** **数理計算上の差異の処理年数** **１年（発生時において費用処理する方法）**	**４．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項** **退職給付見込額の期間配分方法** **勤務期間を基準とする方法** **割引率** 1.5% **過去勤務債務の額の処理年数** **１年（発生時において費用処理する方法）** **数理計算上の差異の処理年数** **１年（発生時において費用処理する方法）**

（税効果会計関係）

第25期 (平成22年３月31日現在)	第26期 (平成23年３月31日現在)
１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 （単位：千円）	１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 （単位：千円）
(1) 流動の部	(1) 流動の部
繰延税金資産	繰延税金資産
賞与引当金　119,486	賞与引当金　133,428
未払社会保険料　12,746	未払社会保険料　14,807
未払事業税　100,639	未払事業税　83,126
未払事業所税　6,089	未払事業所税　6,378
その他　5,807	その他　4,235
繰延税金資産計　244,770	繰延税金資産計　241,975
評価性引当額　―	評価性引当額　―
繰延税金資産合計　244,770	繰延税金資産合計　241,975
繰延税金資産の純額　244,770	繰延税金資産の純額　241,975
(2) 固定の部	(2) 固定の部
繰延税金資産	繰延税金資産
退職給付引当金　462,957	退職給付引当金　533,373
ソフトウェア償却　111,245	ソフトウェア償却　141,119
投資有価証券評価損　73,440	投資有価証券評価損　71,023
特定外国子会社留保金額　213,896	特定外国子会社留保金額　247,489
その他　8,735	その他　4,925
繰延税金資産計　870,274	繰延税金資産計　997,931
評価性引当額　△289,785	評価性引当額　△321,097
繰延税金資産合計　580,489	繰延税金資産合計　676,833
繰延税金負債	繰延税金負債
その他有価証券評価差額金　55,668	その他有価証券評価差額金　70,383
繰延税金負債合計　55,668	繰延税金負債合計　70,383
繰延税金資産の純額　524,820	繰延税金資産の純額　606,449

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 （%） **法定実効税率** 40.7 **(調整)** **評価性引当額の増減** △11.6 **交際費等永久に損金に算入されない項目** 0.2 **住民税均等割等** 0.1 **その他** △0.2 **税効果会計適用後の法人税等の負担率** 29.1	**2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳** **法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。**

（資産除去債務関係）

第26期(自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

第26期(自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)

１．セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

２．関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	27,350,519	2,113,027	1,828,087	302,451	31,594,086

(2) 地域ごとの情報

①売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

（追加情報）

当事業年度より、企業会計基準第17号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（平成21年３月27日 企業会計基準委員会）及び企業会計基準適用指針第20号「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（平成20年３月21日 企業会計基準委員会）を適用しております。

（関連当事者情報）

第25期(自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)

１．親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社	住友生命保険(相)	大阪府大阪市中央区	199,000,000	生命保険業	(被所有)% 直接 40	当社の主要顧客	投資助言報酬	1,125,661	未収投資助言報酬	295,911
その他の関係会社	(株)三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	(被所有)% 直接 27.5	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	2,495,661	未払手数料	347,340

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 投資助言契約の受託については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

(2) 投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

２．その他の関係会社の子会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社の子会社	日興コーディアル証券㈱	東京都千代田区	10,000,000	証券業	－ %	投信の販売委託	委託販売手数料	1,019,546	未払手数料	238,828

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

第26期(自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)

１．親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社	住友生命保険(相)	大阪府大阪市中央区	210,000,000	生命保険業	(被所有)% 直接 40	当社の主要顧客	投資助言報酬	1,130,782	未収投資助言報酬	293,061
その他の関係会社	(株)三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	(被所有)% 直接 27.5	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	4,558,604	未払手数料	374,320

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 投資助言契約の受託については、一般取引条件を勘案した個別契約に基づき決定しております。

(2) 投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

２．その他の関係会社の子会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社の子会社	日興コーディアル証券㈱	東京都千代田区	10,000,000	証券業	－ %	投信の販売委託	委託販売手数料	2,174,385	未払手数料	110,182

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

（１株当たり情報）

第25期 （自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日）	第26期 （自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）
１株当たり純資産額　1,513,927円30銭 １株当たり当期純利益　150,963円55銭 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 （１株当たり純資産額の算定上の基礎） 貸借対照表の純資産の部の合計額 26,705,677千円 普通株式に係る純資産額　26,705,677千円 普通株式の発行済株式数　17,640株 １株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 17,640株 （１株当たり当期純利益の算定上の基礎） 損益計算書上の当期純利益　2,662,997千円 普通株式に係る当期純利益　2,662,997千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数　17,640株	１株当たり純資産額　1,584,018円42銭 １株当たり当期純利益　143,507円12銭 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 （１株当たり純資産額の算定上の基礎） 貸借対照表の純資産の部の合計額 27,942,085千円 普通株式に係る純資産額　27,942,085千円 普通株式の発行済株式数　17,640株 １株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 17,640株 （１株当たり当期純利益の算定上の基礎） 損益計算書上の当期純利益　2,531,465千円 普通株式に係る当期純利益　2,531,465千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数　17,640株

（重要な後発事象）

第25期(自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日)
該当事項はありません。

第26期(自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日)
該当事項はありません。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

（単位：千円）

		第27期中間会計期間 （平成23年９月30日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		15,908,684
有価証券		3,999,550
前払費用		273,540
未収委託者報酬		3,692,782
未収運用受託報酬		419,703
未収投資助言報酬		408,845
未収収益		16,131
繰延税金資産		216,398
その他		698
流動資産合計		24,936,334
固定資産		
有形固定資産	※１	404,703
無形固定資産		149,325
投資その他の資産		
投資有価証券		5,686,023
その他		1,633,657
投資その他の資産合計		7,319,680
固定資産合計		7,873,709
資産合計		32,810,044
負債の部		
流動負債		
預り金		46,972
未払金		2,205,225

未払費用		834,591
未払法人税等		756,091
前受収益		8,761
賞与引当金		320,687
その他	※2	80,148
流動負債合計		4,252,478
固定負債		
退職給付引当金		1,396,073
固定負債合計		1,396,073
負債合計		5,648,551

純資産の部	
株主資本	
資本金	2,000,000
資本剰余金	
資本準備金	8,628,984
資本剰余金合計	8,628,984
利益剰余金	
利益準備金	284,245
その他利益剰余金	
配当準備積立金	60,000
別途積立金	1,476,959
繰越利益剰余金	15,201,075
利益剰余金合計	17,022,279
株主資本合計	27,651,263
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△ 489,771
評価・換算差額等合計	△ 489,771
純資産合計	27,161,492
負債純資産合計	32,810,044

(2)中間損益計算書

（単位：千円）

		第27期中間会計期間 （自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日）
営業収益		
委託者報酬		13,337,108
運用受託報酬		991,578
投資助言報酬		879,806
その他の営業収益		107,846
営業収益計		15,316,340
営業費用		9,774,282
一般管理費	※１	3,826,719
営業利益		1,715,338
営業外収益	※２	32,554
経常利益		1,747,893
特別利益	※３	111,902
特別損失		29,977
税引前中間純利益		1,829,819
法人税、住民税及び事業税		744,821
法人税等調整額		12,881
法人税等合計		757,702
中間純利益		1,072,117

(3)中間株主資本等変動計算書

（単位：千円）

	第27期中間会計期間 （自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日）
株主資本	
資本金	
当期首残高	2,000,000
当中間期末残高	2,000,000
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	8,628,984
当中間期末残高	8,628,984
資本剰余金合計	
当期首残高	8,628,984
当中間期末残高	8,628,984
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	284,245
当中間期末残高	284,245
その他利益剰余金	
配当準備積立金	
当期首残高	60,000
当中間期末残高	60,000
別途積立金	
当期首残高	1,476,959
当中間期末残高	1,476,959
繰越利益剰余金	
当期首残高	15,381,398
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 1,252,440
中間純利益	1,072,117

当中間期変動額合計	△ 180,322
当中間期末残高	15,201,075
利益剰余金合計	
当期首残高	17,202,602
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 1,252,440
中間純利益	1,072,117
当中間期変動額合計	△ 180,322
当中間期末残高	17,022,279
株主資本合計	
当期首残高	27,831,586
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 1,252,440
中間純利益	1,072,117
当中間期変動額合計	△ 180,322
当中間期末残高	27,651,263

評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	110,498
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△ 600,269
当中間期変動額合計	△ 600,269
当中間期末残高	△ 489,771
評価・換算差額等合計	
当期首残高	110,498
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△ 600,269
当中間期変動額合計	△ 600,269
当中間期末残高	△ 489,771
純資産合計	
当期首残高	27,942,085
当中間期変動額	
剰余金の配当	△ 1,252,440
中間純利益	1,072,117
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△ 600,269
当中間期変動額合計	△ 780,592
当中間期末残高	27,161,492

重要な会計方針

第27期中間会計期間
（自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日）

１．資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券

・満期保有目的の債券…償却原価法

・子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

・その他有価証券

時価のあるもの…中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…移動平均法による原価法

２．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　３～50年

器具備品　３～20年

（2）無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

３．引当金の計上基準

（1）賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

（2）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、発生時において全額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、発生時において全額を費用処理しております。

４．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（1）消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

追加情報

第27期中間会計期間 （自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日）
会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準 当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月４日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月４日）を適用しております。

注 記 事 項

（中間貸借対照表関係）

第27期中間会計期間 （平成23年９月30日）
※１．有形固定資産の減価償却累計額 812,990千円
※２．消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。
３． 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行と当座借越契約を締結しております。 当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。 当座借越極度額の総額 10,000,000千円 借入実行残高 － 差引額 10,000,000千円
４． 当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成27年６月までの賃借料総額60,830千円の支払保証を行っております。

（中間損益計算書関係）

第27期中間会計期間 （自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日）
※１．減価償却実施額 有形固定資産 66,377千円 無形固定資産 4,380千円
※２．営業外収益のうち主要なもの 受取利息 3,030千円

受取配当金	17,068**千円**
為替差益	6,222**千円**
※３．特別利益のうち主要なもの	
受取和解金	108,451**千円**

（中間株主資本等変動計算書関係）

第27期中間会計期間
（自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日）

１．発行済株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数	当中間会計期間増加株式数	当中間会計期間減少株式数	当中間会計期間末株式数
普通株式	17,640株	―	―	17,640株

２．配当に関する事項

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	一株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年6月24日定時株主総会	普通株式	1,252,440	71,000	平成23年3月31日	平成23年6月27日

（リース取引関係）

第27期中間会計期間
（自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日）

１．オペレーティング・リース取引
（借主側）
未経過リース料（解約不能のもの）

１年以内	672,143千円
１年超	621,833千円
合　計	1,293,976千円

（金融商品関係）

１．金融商品の時価等に関する事項

平成23年９月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注２）参照）。

（単位：千円）

第27期中間会計期間 （平成23年９月30日）			
区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	15,908,684	15,908,684	―
(2) 未収委託者報酬	3,692,782	3,692,782	―
(3) 未収運用受託報酬	419,703	419,703	―
(4) 未収投資助言報酬	408,845	408,845	―
(5) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	3,999,550	3,999,200	△350
②その他有価証券	5,637,282	5,637,282	―
(6) 投資その他の資産			
①長期差入保証金	680,723	680,723	―
資産計	30,747,572	30,747,222	△350
(1) 未払金			
①未払手数料	2,068,789	2,068,789	―
負債計	2,068,789	2,068,789	―

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

（1）現金及び預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収運用受託報酬 及び（4）未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（5）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、債券については取引金融機関から提示された価格及び業界団体が公表する売買参考統計値等によって、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

（6）投資その他の資産

①長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負 債

（1）未払金

①未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

第27期中間会計期間 （平成23年９月30日）	
内容	中間貸借対照表計上額
(1) 子会社株式	234,921
合計	234,921
(2) その他有価証券 ①非上場株式 ②投資証券	 298 48,443
合計	48,741

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(5)②その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

（有価証券関係）

１．満期保有目的の債券

（単位：千円）

第27期中間会計期間 （平成23年９月30日）			
区分	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)中間貸借対照表日の時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	―	―	―
小計	―	―	―
(2)中間貸借対照表日の時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	3,999,550	3,999,200	△350
小計	3,999,550	3,999,200	△350
合計	3,999,550	3,999,200	△350

２．子会社株式及び関連会社株式

第27期中間会計期間

（平成23年９月30日）
子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 234,921千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

３．その他有価証券

（単位：千円）

第27期中間会計期間 （平成23年９月30日）			
区分	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
(1)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	96,513	90,990	5,523
小計	96,513	90,990	5,523
(2)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	5,540,768	6,036,063	△495,294
小計	5,540,768	6,036,063	△495,294
合計	5,637,282	6,127,053	△489,771

（注）非上場株式等（中間貸借対照表計上額 48,741千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。また、上記の表中にある「中間貸借対照表計上額」は、減損処理後の帳簿価額です。当中間会計期間における減損処理額は301千円です。

（デリバティブ取引関係）

第27期中間会計期間 （自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日）
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（持分法損益等）

第27期中間会計期間 （自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日）
該当事項はありません。

（資産除去債務等）

第27期中間会計期間 （自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

第27期中間会計期間
（自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日）

（セグメント情報）

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

（関連情報）

１．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	13,337,108	991,578	879,806	107,846	15,316,340

２．地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

（１株当たり情報）

第27期中間会計期間 （自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日）	
１株当たり純資産額 1,539,767円16銭	
１株当たり中間純利益 60,777円60銭	
なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
（注）１株当たり純資産額の算定上の基礎	
中間貸借対照表の純資産の部の合計額	27,161,492千円
普通株式に係る純資産額	27,161,492千円
普通株式の発行済株式数	17,640株
１株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	17,640株
１株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	1,072,117千円
普通株式に係る中間純利益	1,072,117千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	17,640株

（重要な後発事象）

第27期中間会計期間 （自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日）
該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

イ 定款の変更、その他の重要事項

平成23年６月24日に開催された定時株主総会において、監査体制の見直しにより監査役の員数を１名減員し４名以内とする定款の変更が決議されました。

ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実

該当ありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

イ 受託会社

（イ）名称　　三井住友信託銀行株式会社

（ロ）資本金の額　342,037百万円（平成24年４月１日現在）

（ハ）事業の内容　銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

・ 名称　　日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

・ 資本金の額　51,000百万円（平成23年９月末現在）

・ 事業の内容　銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

ロ 販売会社

（イ）名称	（ロ）資本金の額※	（ハ）事業の内容
株式会社東京都民銀行	48,120百万円	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
住友生命保険相互会社	539,000百万円	保険業法に基づき、保険業を営んでいます。

※資本金の額は、平成23年９月末現在。
住友生命保険相互会社の資本金の額は、平成23年９月末現在の基金および基金償却積立金の合計額を記載しております。

２【関係業務の概要】

イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

ロ 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

３【資本関係】

販売会社である住友生命保険相互会社は、委託会社株式を7,056株（持株比率40.0%）保有しています。

第３【その他】

１．目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案およびキャッチコピーを採用すること、ファンドの形態、申込みにかかる事項、委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該目論見書の使用開始日などを記載することがあります。

２．目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。

３．目論見書に当ファンドの信託約款を掲載すること、および投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。

４．目論見書は、電子媒体等として使用されるほか、インターネット等に掲載されることがあります。

５．有価証券届出書の表紙記載情報を抜粋して、目論見書に記載することがあります。

６．目論見書の冒頭または巻末に届出書記載内容に関連する用語集を掲載することがあります。

７．評価機関等から当ファンドに対する評価を取得し、使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成２４年３月６日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　　公認会計士　鈴 木 敏 夫　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・ＤＣ日本株式リサーチファンドの平成２３年１月１８日から平成２４年１月１７日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友・ＤＣ日本株式リサーチファンドの平成２４年１月１７日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

委託会社の監査報告書（当期）へ

独立監査人の監査報告書

平成２３年３月８日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　　公認会計士　鈴 木 敏 夫　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・ＤＣ日本株式リサーチファンド（旧ファンド名称：三井住友・日本株式年金ファンド）の平成２２年１月１９日から平成２３年１月１７日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友・ＤＣ日本株式リサーチファンド（旧ファンド名称：三井住友・日本株式年金ファンド）の平成２３年１月１７日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．財務諸表の範囲にはＸＢＲＬデータ自体は含まれていません。

委託会社の監査報告書（前期）へ

独立監査人の監査報告書

平成23年６月17日

三井住友アセットマネジメント株式会社
　取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鈴木 敏夫　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　辰巳 幸久　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成22年４月１日から平成23年３月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成23年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

委託会社の中間監査報告書へ

独立監査人の監査報告書

平成22年６月18日

三井住友アセットマネジメント株式会社
　取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　鈴木 敏夫 印

指定社員
業務執行社員　公認会計士　辰巳 幸久 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成21年４月１日から平成22年３月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成22年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月15日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鈴木 敏夫　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　辰巳 幸久　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成23年４月１日から平成24年３月31日までの第27期事業年度の中間会計期間（平成23年４月１日から平成23年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。
中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見
当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成23年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年４月１日から平成23年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。